

げんきアップさー来る (もりもりコース)

- 日時 【毎週木曜日】
1/9・16・23
2/6・13・20
9:30～10:30 (初心者)
10:45～11:45 (経験者)
- 場所 スポーツピア

げんきアップさー来る (きらきらコース)

- 日時 【毎週金曜日】
1/10・17・24
2/7・14・21
13:30～14:30 (初心者)
14:45～15:45 (経験者)
- 場所 スポーツピア

家族介護教室

- 日時 2/8(土)
13:30～14:30
- 場所 社会福祉会館
- テーマ
「ごはんも大事、飲み込みも大事！
～口から食べて元気ハツラツ～」
- 講師 管理栄養士、歯科衛生士
- 参加費 無料

高齢者パソコン教室

- 対象者 65歳以上の多久市民
- 内容 表計算ソフトの使い方 (初級～中級)
- 日時 2/17(月)～2/21(金)の5日間
10:00～12:00
- 場所 多久市中央公民館 視聴覚室
- 申し込み方法
官製はがきに住所、氏名、年齢、電話番号を記入の上、郵送してください。
- 申込先
〒846-8501 (住所の記入は不要)
多久市役所 福祉課
高齢・障害者福祉係
- 申込期間
1/27(月)～1/31(金)
(当日消印有効)
- 受講料 500円(5回分)
テキスト代は別途1,260円必要です。
※パソコンは無料で貸し出します。



1・2月の主な行事

■問い合わせ

福祉課 高齢・障害者福祉係
☎75-4823

確定申告の準備はしていますか？

確定申告の際、対象となる人は控除の申告ができます。

障害者控除の対象者

障害のある人で対象となる人は、事前に申請し、その書類を確定申告の際に添付すると、控除の申告ができます。

■対象者

(1) 認知症 (2) 加齢で身体に障害あり (3) 寝たきり

■申請先 福祉課 高齢・障害者福祉係

■申請に必要なもの

(1) 認知症：市役所所定の「申請書」と「主治医意見書」
(2) 加齢で身体に障害あり：介護保険被保険者証
(3) 寝たきり：特にありません

※申請には印鑑(認めで可)が必要です。

■問い合わせ 福祉課 高齢・障害者福祉係 ☎75-4823

「おむつ代の医療費控除の証明書」をご存知ですか？

おむつを常に利用し、要件に該当する人は「おむつ代の医療費控除」の対象となります。事前に申請した証明書を確定申告の際に添付すると、控除の申告ができます。

◎初めてこの控除を受ける人

医療機関が発行する「おむつ使用証明書」を添付してください。(証明書の料金は、医療機関によって異なります)

◎前年に引き続き控除を受ける人

佐賀中部広域連合が「おむつ使用証明書」の代用となる書類を発行します(無料)。申請をして、確定申告の際に書類を添付してください。

なお、条件に該当しない場合は、書類を発行できない場合があります。書類が必要な人は、必ず事前に佐賀中部広域連合に電話で問い合わせください。

■申請先 佐賀中部広域連合または福祉課

■申請に必要なもの

- ・介護保険被保険者証
- ・本人および窓口に来られる人の印鑑
- ・窓口に来られる人を証明するもの(運転免許証など)

■問い合わせ 佐賀中部広域連合 認定審査課 ☎40-1132 多久市 福祉課 高齢・障害者福祉係 ☎75-4823

多久市好齢大学院作品展開催！

多久市好齢大学院は、教養活動を促し、生きがいづくりとして、習字や絵手紙等を学んでいます。この作品展を次の通り行います。ぜひご覧ください。

■日時
1月22日(水)～31日(金)

■場所
多久市役所 1階市民ホール

■展示作品
習字・絵手紙 約200点